



島根県報

平成26年10月3日（金）

第2,637号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（　　　　　）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し	（　　　　　）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農村整備課）	2
保安林予定森林（2件）	（森林整備課）	3
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（　　　　　）	4

【公 告】

平成26年度前期技能検定試験の合格者	（雇用政策課）	5
--------------------	---------	---

【特定調達公告】

島根県通送業務に係る随意契約の相手方等	（総務事務センター）	8
---------------------	------------	---

【教委公告】

平成27年度島根県立盲学校理療科教員採用候補者選考試験の実施	（学校企画課）	8
--------------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第560号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成26年10月3日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ドリームシアター	通所介護	茶話本舗デイサービス 出雲	出雲市大津新崎町五丁目38番1号	平成26年10月1日

島根県告示第561号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成26年10月3日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
SKサービス合同会社	訪問介護	SK介護サービス	出雲市大津町273番地11	平成26年10月1日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第562号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第4号、第6号及び第7号並びに第115条の9第1項第5号及び第6号の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消しをしたので、同法第78条第3号及び第115条の10第3号の規定により告示する。

平成26年10月3日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	取消年月日
株式会社ネリネ	訪問介護	訪問介護ステーションー	出雲市灘分町1064-8	平成26年10月1日
	介護予防訪問介護	休庵		

島根県告示第563号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年10月3日

島根県知事 溝口 善兵衛

大田市久手町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

渡邊 弘則 大田市久手町刺鹿24-2

2 就任年月日

平成26年7月27日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

渡辺 泰行 大田市久手町波根西2184

島根県告示第564号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町下久野264、925、926、937

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第565号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町川井1505-1、1847-1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大東町川井1505-1、1847-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

エ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第566号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年6月20日農林水産省告示第805号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁、浜田市役所、益田市役所、雲南市役所及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第567号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市大東町篠淵字山ノ神ノ以後28、字壺本松以後29－1、字家ノ上62、1522

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公

告

平成26年度前期技能検定の合格者の受検番号は、次のとおりである。

平成26年10月3日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 級技能検定

造園（造園工事作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0004 A 甲0006

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005

金属熱処理（一般熱処理作業）

A 甲0001 A 甲0002 B 0004 B 0005

機械加工（普通旋盤作業）

A 甲0002

機械加工（フライス盤作業）

A 甲0001

機械加工（マシニングセンタ作業）

A 甲0001 C 0002

鉄工（構造物鉄工作業）

A 甲0004 B 0001 D 0001

建築板金（内外装板金作業）

A 甲0001 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0009 C 0001
C 0002

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

A 甲0002

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

A 甲0003 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0009 A 甲0011 B 0003 B 0005

建設機械整備（建設機械整備作業）

A 甲0002 B 0001 B 0002 C 0001

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

C 0001

建具製作（木製建具手加工作業）

C 0001 C 0003 C 0004

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

B 0001

とび（とび作業）

A 甲0001 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009
A 甲0010 A 甲0011 A 甲0012 A 甲0013 A 甲0014 A 甲0015 A 甲0016 A 甲0017
A 甲0018 B 0001 B 0002

左官（左官作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

C 0004 C 0005 C 0007

防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事作業）

A甲0001

防水施工（シーリング防水工事作業）

C0003 C0004

内装仕上げ施工（木質系床仕上げ工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009

A甲0010

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

C0001

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

C0001 C0002

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

A甲0001 B0001

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0005 B0001 C0001 C0003

表装（壁装作業）

A甲0001 A甲0002 C0001

塗装（建築塗装作業）

A甲0006 A甲0007 B0001 C0003 C0005 C0007 C0008 C0010 C0011

C0012 C0014 C0015 C0018

単一等級技能検定

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工作業）

A甲0001 A甲0002

路面標示施工（加熱ペイントマシンマーカーク工作業）

C0002

2級技能検定

造園（造園工事作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0008

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009

A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013

金属熱処理（一般熱処理作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0006 B0002 B0004 C0001

金属熱処理（高周波・炎熱処理作業）

C0001

機械加工（普通旋盤作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0010 C0001 C0002 D0001 D0002

D0003

機械加工（数値制御旋盤作業）

A甲0003 A甲0005 B0001 C0001

機械加工（数値制御フライス盤作業）

C0001

機械加工（平面研削盤作業）

C0002

機械加工（円筒研削盤作業）

C0001

機械加工（マシニングセンタ作業）

A甲0004 A甲0006 A甲0008 A甲0009 B0001 C0001 C0011 C0012 C0013

C0014 C0015

放電加工（ワイヤ放電加工作業）

A甲0001

鉄工（構造物鉄工作業）

A甲0003 A甲0005 B0001 C0001

建築板金（内外装板金作業）

B0002 C0001

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

C0001 C0002 C0003

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

A甲0001 A甲0005 A甲0006 A甲0008 A甲0011 A甲0012 A甲0016 A甲0017

A甲0018 A甲0019 B0001 B0005 B0012 C0001

建設機械整備（建設機械整備作業）

A甲0001 A甲0004 A甲0005 A甲0007 A甲0008 A甲0011 A甲0012 B0001

B0002

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003

建具製作（木製建具手加工作業）

C0002

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

B0001

とび（とび作業）

A甲0004 B0001 B0002

左官（左官作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）

A甲0001

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

A甲0001 A甲0002

塗装（建築塗装作業）

A甲0004 A甲0005 A甲0007 C0001

3級技能検定

金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）

A甲0001

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量
島根県通送業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部総務事務センター 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年8月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本通運株式会社松江支店 支店長 鷲尾 忠彦 島根県松江市平成町182番9
- 5 随意契約に係る契約金額
162,588,482円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。
- 8 提案競技の実施についての公告を行った日
平成26年6月10日

教 育 委 員 会 公 告

平成27年度島根県立盲学校理療科教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成26年10月3日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

- 1 目的
この選考試験は、平成27年度の島根県立盲学校理療科教員の採用候補者を選考するために行います。
- 2 出願資格
次の(1)から(3)までの全てに該当する者が出願できます。ただし、日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。
 - (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格事由に該当しない者
 - (2) 昭和45年4月2日以降の出生者
 - (3) 盲学校特殊教科教諭（理療）又は特別支援学校自立教科教諭（理療）の普通免許状を所有する者（平成27年3月31日までに取得見込みの者を含む。）
- 3 採用予定者数
若干名
- 4 出願手続

- (1) 出願に必要な書類は、島根県教育庁学校企画課で交付します。

また、学校企画課のホームページ (<http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>) からダウンロードが可能です。

- (2) 提出書類

ア 願書（原寸A4判ですが、A3判に拡大して提出することも可能です。）

イ 所有する教員免許状の写し（平成27年3月卒業予定者にあつては、在学する学校が発行する免許状取得見込証明書）

ウ 卒業見込証明書（平成27年3月卒業予定者に限る。）

エ 連絡用封筒2通（角形2号の封筒に365円分の切手を貼付して、郵便番号、住所及び氏名（氏名には「様」を記載すること。）を明記してください。）

- (3) 書類等の受付

平成26年10月27日（月）から同年11月7日（金）まで

郵送の場合は、11月7日（金）の消印有効とします。

持参する場合の受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとします。

郵送、持参のいずれの場合も、封筒の表に「理療科教員選考試験願書在中」と朱書してください。

- (4) 車椅子の使用、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。後日、担当者が連絡します。

- (5) 書類等の提出先

〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課

5 選考試験

- (1) 日時 平成26年12月4日（木）

- (2) 場所 松江市内中原町255-1 島根県教育センター

- (3) 内容

試 験	時 間
受付・説明	午前9時から午前9時10分まで
小論文	午前9時10分から午前10時まで
専門教養・専門実技	午前10時から午前11時20分まで
面 接	午前11時30分から

- (4) 試験結果の通知

名簿登載の結果については、平成26年12月24日（水）午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全ての受験者に文書で通知します。

また、学校企画課ホームページ (<http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>) に掲載します。

6 採用候補者名簿登載等

- (1) 名簿の登載有効期間は、登載された日から平成28年4月1日までとします。

- (2) 名簿登載者には、健康診断書の提出を求めます。

- (3) 資格要件を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があつた場合には、名簿の登載を取り消します。

- (4) 選考結果の情報提供については、名簿に登載されなかつた者のうち、希望するものに対して行います。希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。提供する情報は、総合評価による区分とします。

7 その他

- (1) この選考試験に関する問合せ先

〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課人材育成スタッフ

T e l : 0852-22-6608 F a x : 0852-22-5762

- (2) 提出書類の記載事項に変更が生じた時は、速やかに文書（はがき可）で届け出てください。
- (3) 提出書類については、一切返却しません。